## 東京都市計画流通業務団地の変更(東京都決定)

東京都市計画流通業務団地西北部流通業務団地を次のように変更する。

名	称	西北部流通業務団地										
位	置	板橋区高島平六丁目及び高島平七丁目各地内										
面	積	約31.4ha										
流通業務施 設の規模		面積	建築物の建築面積の		建築物の延べ面積の	建築物の高さの制限	備	考				
			敷地面積に対する割合		敷地面積に対する割合	建築物の向きの削減	<b>ル</b> 用	与				
流通; 設 <sup>注1</sup>	業務施	約27.4ha	6 / 1 0 注 2		30/10	なし						
注1:流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第1号から第6号までに							でに掲げるカ	施設をいう。				
		注2:建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項第1号イの耐火建										
		築物等(自転車の停留又は駐車のための施設にあっては、同号イの耐火建築物等又は口の準耐火建築物等)又は第2号のいず										
		れかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。										
公		種 別・名	称	幅	員・延 長	備	考					
共		区画街路		$20 \sim 6$	m·約3, 200m	7路線						
施												
設	道路	道路										
の												
規												
模												

「区域、流通業務施設の敷地の位置及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり」

理由: 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。

変更概要

	西北部流通業務団地								
変更事項									
1	位置	板橋区高島平六丁目地内					$\rightarrow$	板橋区高島平六丁目及び高島平七丁目各地内	
2	流通業務施設の規模	トラックターミナル等貨物の積卸しのための施設	面積	約	11.6	h a	$\rightarrow$		
		卸売市場	面積	約	6. 1	h a	$\rightarrow$		
		倉庫・野積場等 事務所又は店舗	面積	約	8. 9	h a	$\rightarrow$	〉 流通業務施設 面積 約 27.4 ha	
		その他の施設 (コンテナデポ)	面積	約	0.8	h a	$\rightarrow$		
3 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合					6/10		$\rightarrow$	6/10 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53 条第3項第1号イの耐火建築物等(自転車の停留又は 駐車のための施設にあっては、同号イの耐火建築物等 又は口の準耐火建築物等)又は第2号のいずれかに該 当する建築物にあっては10分の1を加えた数値と する。	